

令和 8 年度岩手県在住者の狩猟者登録の取扱いについて

令和 8 年度において、岩手県内に在住の方で、岩手県で狩猟しようとする者の狩猟者登録の取扱いは、次のとおりです。

1 狩猟者登録申請書の提出先

住所地を所管する広域振興局保健福祉環境部（保健福祉環境センターの所管区域にあつては、保健福祉環境センター。以下同じ。）に提出してください。

2 提出書類等

(1) 狩猟者登録申請書-----1 部

(2) 狩猟税申告書-----1 部

(3) 当該年度の(一社)大日本猟友会の共済保険の被保険者であることの証明書、あるいは、損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることの証明書又は資産に関する証明書

損害保険会社が損害の填補を約する損害保険契約（狩猟に起因する事故のために他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係るものであって、保険金額が三千万円以上であるものに限る。）の被保険者であること。

-----1 部

(4) 写真（電磁的方法で記録されたものを含む。）

申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0cm、横 2.4cm のもの。
（裏面に氏名及び撮影年月日を記入すること。）

-----2 枚

3 狩猟税の減免措置を受ける場合に必要書類

(1) 対象鳥獣捕獲員

岩手県内市町村長による、対象鳥獣捕獲員であることを証明する書類-----1 部

(2) 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者

① 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し-----1 部

捕獲等従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者が現に受けている認定に係る認定証（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）施行規則第 19 条の 9 第 1 項に規定するもの）の写し。

② 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書-----1 部

③ 申請者が所属していた認定鳥獣捕獲等事業者により認定鳥獣捕獲等事業（認定を受けた猟法・対象種等の認定に係る鳥獣捕獲等事業）が実施されたことを証する書類-----1 部

当該事業の委託契約書の写し等。なお、当該事業は、申請前 1 年以内に、岩手県内において実施されたものであって、かつ、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可を受けた者又は当該許可を受けたとみなされた者が行うものに限りします。

④ 上記③の事業に従事した際の従事者証の写し-----1 部

従事者証に記載された内容（有効期間、捕獲等の目的・区域等）が、上記③の事業に対応したものに限りします。なお、従事者証に記載の目的は、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項に規定する鳥獣の管理に係るものに限りします。

(3) 許可捕獲者（許可の区域に岩手県内が含まれる場合に限る）

- ① 狩猟者登録の申請前1年以内に、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受け、当該許可に係る捕獲等をした者

ア 鳥獣保護管理法に基づく許可証又は従事者証の写し-----1部

イ 捕獲等の結果を示す書面-----1部

許可証の「報告欄」の記載をもって「捕獲等の結果を示す書面」とします。このとき、許可捕獲実績が申請前1年以内のものであることを明示するため、報告欄の「備考」欄等に、実際に許可に係る捕獲等に従事した日付を記載しなければなりません。

なお、許可の目的は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系にかかる被害の防止等の目的でなければなりません。

また、やむを得ない理由により、許可証の写しを提出ができない場合は、許可権者（市町村長）が発行する証明書をもって代えることができます。（参考様式1）

- ② 狩猟者登録の申請前1年以内に、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者の従事者として、鳥獣の捕獲等に従事した者

ア 鳥獣保護管理法に基づく従事者証の写し-----1部

イ 狩猟等の結果を示す書面-----1部

従事者については、許可を受けた者による捕獲等の結果の証明が必要です。（参考様式2）。

なお、許可の目的は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系にかかる被害の防止等の目的でなければなりません。

また、やむを得ない理由により、従事者証の写しを提出ができない場合は、許可権者（市町村長）が発行する証明書をもって代えることができます。（参考様式3）

4 狩猟税及び狩猟者登録手数料

(1) 狩猟税

区 分	狩 猟 税
ア 網猟又はわな猟でイ以外の者	8,200 円
イ 網猟又はわな猟で当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者で、住所地の市町村長の発行した証明書を添付した者	5,500 円
ウ 第一種銃猟でエ以外の者	16,500 円
エ 第一種銃猟で当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者で、住所地の市町村長の発行した証明書を添付した者	11,000 円
オ 第二種銃猟	5,500 円

カ 対象鳥獣捕獲員である者	課税免除
キ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者である者	課税免除
ク 狩猟者登録の申請前1年以内に、鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けた者又はその捕獲等に従事した者	上記ア～オに係る 税額の半額 (100円未満切捨て)

(2) 狩猟者登録手数料----- 1,800 円

(3) 納付方法

狩猟税及び狩猟者登録手数料は、岩手県収入証紙で納付してください。

5 受付期間

令和8年9月16日（水）から狩猟期間内。（土日祝日は除く。）

6 その他

- (1) 申請書等に不備がある場合（記入漏れ、添付書類の不足等）は受理できませんので、申請書の裏面の記載箇所にも十分に留意するようお願いします。なお、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の場合は、猟銃・空気銃所持許可証の番号及び交付年月日を記載してください。
- (2) 狩猟者登録証の交付は、申請書の審査や処理に時間を要することから、当日発行は行いません。
- (3) 申請書は、できる限り地区猟友会等で取りまとめのうえ、申請をお願いします。
- (4) 申請書の送付及び狩猟者登録証の返納の際は、書留などの配達を確認できる方法で送付してください。
- (5) 狩猟事故の防止を図るため、今年度の狩猟期間内において初めて当該猟銃を使用して狩猟を行う前に射撃訓練を行い、狩猟者登録申請書に「射撃訓練を行ったことが証明できる書類」を添付するよう御協力をお願いします。

岩手県からのお知らせ

1 岩手県で捕獲された野生鳥獣肉の出荷制限について

岩手県では、平成25年7月26日以降、ニホンジカ、ツキノワグマ及びヤマドリの肉について、県全域を対象に国から出荷制限指示が出されており、現在も継続して制限されています。

このため、岩手県内で捕獲したニホンジカ、ツキノワグマ及びヤマドリの肉については、出荷販売等を行わないようお願いします。

なお、これまでに実施した野生鳥獣肉の放射性物質検査結果等は、岩手県ホームページ等で公表しております。

2 狩猟期間について

岩手県の狩猟期間は、対象鳥獣ごとに下記のとおりです。

○ニホンジカ・イノシシ	毎年11月1日から翌年3月31日まで
○ツキノワグマ	毎年11月1日から翌年2月末日まで
○キジ・ヤマドリ	毎年11月15日から翌年1月15日まで
○その他	毎年11月15日から翌年2月15日まで

3 その他

捕獲した獲物（シカ等）については、原則持ち帰る、又は埋設等により適切な処理を行い、山野に放置しないようお願いします。

(参考様式1)

許可証に係る証明書

下記の者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けて別記の捕獲等を行ったことを証明する。

住	所							
氏	名							
生	年	月	日					
許	可	証	年	月	日			
許	可	証	の	番	号			
許	可	期	間					
鳥	獣	等	の	種	類			
及	び	数	量					
目	的							
区	域							
方	法							
捕	獲	等	の	後	の	処	置	
条	件							

令和 年 月 日

(市町村長名) 印

(別 記)

[illegible]

(参考様式2)

捕獲等從事結果証明書

捕獲等従事者_____の申請日前 1 年以内の捕獲等の結果を下記のとおり
証明する。

[illegible]

令和 年 月 日

市町村名

法 人 名

印

(参考様式3)

従事者証に係る証明書

下記の者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けた者の従事者として捕獲に従事したことを証明する。

住	所					
氏	名					
生	年	月	日			
許	可	証	年	月	日	
許	可	証	の	番	号	
許	可	期	間			
鳥	獣	等	の	種	類	
及	び	数	量			
目	的					
区	域					
方	法					
条	件					

令和 年 月 日

(市町村長名) 印